

## 経済法 第 10 回 05/18

担当 中川晶比兒

### I 水平型企業結合における競争の実質的制限

#### 【今回扱う内容】

[1] 企業結合が競争を実質的に制限するという法的結論を導く場合には、

1 当事会社グループが値上げできるシナリオ (メカニズム)が当該事案に妥当すること	水平型企業結合の場合には 3 つのシナリオ
2 当事会社グループの値上げを抑制する 競争圧力が不十分であること	競争者(シェアあり)の供給余力が不十分 輸入圧力が不十分 参入圧力がない 隣接市場からの競争圧力が働いていない 需要者からの競争圧力が働いていない
3 当事会社グループが値上げしそうにない事 情がない	当事会社の一方が退出目前 当事会社の効率性改善

を論じる必要があることは概説した。

[2] 今回は、上記 1～3 のうち、1 及び 2 についてどのような事実を根拠ないし証拠として挙げる必要があるのか論じる。

#### 【当事会社グループが値上げできるシナリオ】

[1] 同質財の市場において競争関係にある当事会社間で結合関係が形成されると、当事会社間で重複する生産資源の再配置(合理化)が可能となるため、企業結合前よりも合計供給量を減らして値上げすることが利益となる。

※ 企業結合規制は将来予測なので、企業結合規制における競争の実質的制限は、厳密には、「値上げをすることが利益になる(値上げすることで利潤が増える)」ことを意味する。

[1-1] 同質財(homogeneous goods) = 買い手が、価格さえ安ければどの売り手から買ってもよいと思っている財。

同質財において売り手が提示できる価格は、所与の品質のものを製造・販売できる売り手の費用(能率・効率)によって決まる。規模の経済性(供給量が増えることによって 1 単位あたりの平均総費用が減少すること)が働く場合<sup>1</sup>には、規模(市場シェア)が効率性の指標となりやすい。

[1-2] 競争の実質的制限が認められる(企業結合後の値上げが利益になる)条件(公取委)

①「企業結合後の当事会社グループの市場シェアが大きい」、「企業結合後の当事会社グループの市場シェアの順位が高い」<sup>2</sup>

②「企業結合後の当事会社グループの市場シェアと競争者の市場シェアとの格差が大きい」<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 規模の経済性は、一つの固定資産を使って多くの数量を供給できる場合、供給量を増やすことによって学習効果が働いて歩留まり[ぶどまり]率が改善する場合などに達成される。

<sup>2</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 2(1)ア

<sup>3</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 2(1)エ

※ ここでいう「企業結合後の当事会社グループの市場シェア」は、当事会社グループに属する(すなわち企業結合関係が形成された)当事企業の、企業結合前の時点におけるシェアを単純合計したものである。

企業結合後も合計シェアが小さな企業は、供給量を減らして値上げする誘因を持たない(値上げすることに経済的メリットを感じない)。公取委実務で、独禁法上問題がある(競争を実質的に制限することとなる)とされる事例の典型は、合計シェアで首位<sup>4</sup>となる場合。

※ ②のアウトサイダーとのシェア格差は十分条件であり、常にこれが必要なわけではない(当事会社同士の規模が非対称な場合)。

理論的には<sup>5</sup>、当事会社同士の規模が非対称な場合ほど、値上げが可能となりやすい。当事会社と同等規模のアウトサイダーがいる場合にはそのようなアウトサイダーが1社いる場合(値上げで利潤増加)と2社以上いる場合(値上げで利潤減少)で結論は異なる。

他方、当事会社の規模がほぼ等しい状況では、アウトサイダーが当事会社と比べて小規模でなければ、値上げすると利潤が減少する(効率性改善をしなければ当事会社にとって利益にならないので規制する必要はない)。従って、この場合にはアウトサイダーとのシェア格差を論じる意味はある。

※ シェア格差の意味を最も単純に説明しているのは、豆腐の価格協定の事例(経済法第5回)。

[1-3] 以上のことを理解した上で、公取委のガイドラインの説明を読む。

「商品が同質的なものである場合、…当事会社グループの生産・販売能力が大きいのに対し、他の事業者の生産・販売能力が小さい等の事情から、当事会社グループが当該商品の価格を引き上げた場合に、他の事業者が当該商品の価格を引き上げないで売上げを拡大することや、需要者が購入先をそのような他の事業者に振り替えることができないときがある。」「このような場合には、当事会社グループが当該商品の価格等をある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るので、水平型企業結合が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。」<sup>6</sup> ……………「価格を引き上げないで」の理解

[2] 差別化財の市場において、競争関係にある当事会社間で結合関係が形成されると、有力なブランドを複数持つことにより、一方または双方の価格を引き上げることによって両ブランド合計の利潤を増やせる。

[2-1] 差別化財(heterogeneous goods) = 品質差または好みの違いに応じて、買い手からみて商品間に実質的な差異がある(代替可能性が低い)と認識されている財。どのブランドの商品であるかが重要な財で、機能・特性の違い、好みに合うかどうかを見て購入される。

[2-2] 競争の実質的制限が認められる(企業結合後の値上げが利益になる)条件(公取委)

①「企業結合後の当事会社グループの市場シェアが大きい」、「企業結合後の当事会社グループの市場シェアの順位が高い」<sup>7</sup>

②「商品がブランド等により差別化されている場合であって各当事会社の販売する商品間の代替性が高い」<sup>8</sup>

<sup>4</sup> 問題解消措置なしには独禁法上問題があるとされた事例で最も低い合計シェアは、40-45%

<sup>5</sup> 以下の記述について詳しくは、中川晶比兒「実証は理論と共に 合併規制における経済理論の役割」川濱昇ほか編『根岸哲先生古稀 競争法の理論と課題』所収 343 頁(有斐閣、2013 年)を参照。

<sup>6</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 1(1)ア

<sup>7</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 2(1)ア

<sup>8</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 2(1)イ

[2-3] 当事会社グループが持つブランドの代替性が高いこと: 当事企業が close competitors 同士であること

「商品がブランドで差別化されている場合において、あるブランドの商品の価格が引き上げられた場合、需要者はそれに代わるものとして他のブランドの商品を一樣に購入の対象とするわけではなく、価格が引き上げられたブランドの商品の次に需要者にとって好ましい(代替性の高い)ブランドの商品が購入されることになると考えられる。」「このような場合、当事会社グループがあるブランドの商品の価格を引き上げたとしても、当事会社グループが当該商品と代替性が高いブランドの商品も販売しているときには、価格を引き上げたブランドの商品の売上げが減少しても当該商品と代替性の高いブランドの商品の売上げの増加で償うことができるので、当事会社グループ全体としては売上げを大きく減少させることなく、商品の価格を引き上げることができると考えられる。」<sup>9</sup>

「例えば、女性用ハンドバッグが商品の範囲である場合に、A社、B社、C社、D社、E社という市場シェア 20%ずつを有する 5 社が存在し、A社からE社の各商品間に代替性は認められるものの、そのテイストの違い等から当該代替性の程度が異なる場合を想定する。A社とB社は比較的シックなデザインや色調、C社とD社は比較的華やかなデザインや色調、E社はナチュラルなデザインや色調を特徴としたブランドの商品を販売し、需要者にとっての代替性は、A社とB社の商品間、及びC社とD社の商品間で比較的高く、それ以外の商品間では比較的低いという場合、…ここで、A社がB社の議決権を取得し子会社化した場合と、A社がC社の議決権を取得し子会社化した場合とでは、競争に与える影響が異なる。つまり、企業結合前はA社が価格の引き上げをしようとした場合に、B社が価格を据え置けば、A社からB社に需要者は購入先を切り替える…」が、「B社がA社の子会社になると、A社の価格引き上げによって需要者がB社に購入先を切り替えたとしても、B社はA社の子会社であるため、A社は自社ブランドの損失分をB社の売上増加で賄うことができることから、A社は価格の引上げをしやすくなる(B社が価格の引上げを行う場合も同じ)。この場合において、仮にC社、D社、E社が生産能力を有していたとしても、そもそもこれらの会社の商品とA社及びB社の商品との代替性は比較的低いため、生産能力が競争に及ぼす影響は限定的である。」「一方、C社がA社の子会社となった場合には、両者の競争関係は比較的弱い上、企業結合後もA社にとってはB社、C社にとってはD社という…事業者が存在するため、当事会社グループ(A社とC社)は価格の引上げをしにくいままである。」<sup>10</sup>

[3] 競争関係にある当事会社間で結合関係が形成されると、アウトサイダーも含めて追随するような値上げをすることが利益となる。

[3-1] 産業についての絞りは[3-4]で後述。どの産業でも協調的値上げが利益になるわけではない。

[3-2] 先に公取委のガイドライン

「水平型企業結合によって競争単位の数が減少することに加え、当該一定の取引分野の集中度等の市場構造、商品の特性、取引慣行等から、各事業者が互いの行動を高い確度で予測することができるようになり、協調的な行動をとることが利益となる場合がある。このような場合、事業者甲の価格引上げに追随して他の事業者が商品の価格を引き上げたときに、例えば、事業者乙が当該商品の価格を引き上げないで売上げを拡大しようとしても、他の事業者が容易にそれを知り、それに対抗して当該商品の価格を元の価格まで引き下げ、あるいはそれ以上に引き下げて、奪われた売上げを取り戻そうとする可能性が高い。したがって、事業者乙が当該商品の価格を引き上げないことにより獲得できると見込まれる一時的な利益は、事業者甲に追随して価格を引き上げたときに見込まれるものより小さなものとなりやすい。

このような状況が生み出される場合には、各事業者にとって、価格を引き上げないで売上げを拡大するのではなく互いに当該商品の価格を引き上げることが利益となり、当事会社とその競争者が協調的行動をとることにより当該商

<sup>9</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 1(1)イ

<sup>10</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』105-106 頁(商事法務、2014 年)

品の価格等がある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るので、水平型企业結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。」<sup>11</sup>

[3-3] 何を考慮して協調的値上げが利益になることを判断すればよいか？

①公取委ガイドラインで挙げられている考慮要因<sup>12</sup>

	協調的値上げをしやすい	協調的値上げをしにくい
競争者の数	少ない	多い
商品の特性	同質財	差別化財
事業者の費用条件	類似	異なる
価格・市場シェア変動	小さい	大きい
当事会社グループの一方が	積極的な競争行動 <sup>13</sup>	積極的でない
事業者の供給余力	小さい	大きい
価格・数量情報の透明性	高い	低い
取引形態	小口で定期的	大口で不定期
需要や技術革新の動向	変動が小さい	変動が大きい

②一つの説明

「協調的行動のメカニズムは、以下の①から④の条件が揃う場合に機能しやすい。

- ①事業者が、協調的行動に関する共通認識に到達することが容易であること
- ②ある事業者が協調的行動から逸脱したかどうかを他の事業者が監視することが容易であること
- ③逸脱者を発見した場合、他の事業者が報復を行うことが容易であること
- ④…(略)…

①の協調的行動に関する共通認識への到達とは、価格や数量等に関する経営戦略上の行動に関して、どのような場合にどのような行動に出るのか、相互に高い確率で予測することができる状況をいう。これには、それぞれの事業者が協調的行動を採るインセンティブを持ち、また、それを相互に認識し合えることも含む。

①の条件を満たしたとしても、その協調的行動が維持可能なものだという認識がそれぞれの事業者になければ、事業者は協調的行動を採らない可能性が高い。それが②(逸脱者の監視)及び③(逸脱者に対する報復)の観点である。」<sup>14</sup>

⇒ ①の表において、最初の方の項目は共通了解の容易性に関わる要因。事業者の供給余力以降は、逸脱発見の容易性及び逸脱制裁の容易性に関わる考慮要因。

[3-4] 競争の実質的制限が認められる(企業結合後の協調的値上げが利益になる)条件(再構成)

- ①主たる企業の数が少ない
- ②主たる企業にとって予測ができない行動をとる企業(費用構造やシェアが大きく異なる企業)がない
- ③成熟産業であり、将来技術に多額の投資をしている企業が存在しない

※ 公取委のこれまでの規制事例を合理的に説明するのは困難であるため、ガイドラインの諸要素を再構成。

<sup>11</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の1(2)。なお、この部分では当事会社グループではなく当事会社と書かれているが、後の節では協調的行動に関しても当事会社グループを見ることが書かれてあるので、この書き分けに意味はないと思われる。

<sup>12</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の3(1)及び(2)をまとめた

<sup>13</sup> 具体的には、市場全体の価格引き下げや品質改善・品揃えの向上を先導してきたことが想定されている。「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の3(1)イ

<sup>14</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』164頁(商事法務、2014年)

※ 「協調的行動とは、カルテルや談合のように意思の連絡を伴う…[もの]に限られず、意識的並行行為などの暗黙の協調的行動も含まれる。」<sup>15</sup>とされる。協調的行動規制が、明示的なカルテルを予防するための規制であれば、「あなたたちはこの企業結合後に産業全体でカルテルをしますよね」という予言をして判断を下すことになる。不当な取引制限規制では意思の連絡の立証に多大な努力を注いでいるのに、なぜ企業結合規制では、それよりもはるかに少ない証拠で予測ができるのか？

不当な取引制限規制では、行為が一致していること(並行的値上げ)だけでは禁止されなかった。それなのに、なぜ企業結合規制ではそれが禁止できるのか？[3-4]の①～③に挙げた事情は、そのまま企業が並行的値上げをできる状況をも示している。個々の企業が利潤最大化の結果として値上げした場合(並行的値上げ)との識別ができなければ、競争制限行為の規制を超えてしまう。

#### [4] 以上のまとめ

①水平型企業結合後に値上げが起こるシナリオは、[1]及び[2]のように、当事会社グループが単独で値上げする場合(「単独行動による競争の実質的制限」、unilateral effects/non-coordinated effects)と、当事会社グループがアウトサイダーと協調的に値上げする[3]の場合(「協調的行動による競争の実質的制限」、coordinated effects)に分けられる。

②「単独行動による競争の実質的制限についての検討」及び「協調的行動による競争の実質的制限についての検討」の両方を行う。「単独行動による競争の実質的制限の観点からは問題とならなくても、協調的行動による競争の実質的制限の観点からは問題となる場合がある。」<sup>16</sup>

#### 【当事会社グループの値上げを抑制する競争圧力が不十分であること】

※ 当事会社グループが値上げをしたときに、アウトサイダー等がそれに対してとる行動ゆえに当事会社グループにとって値上げしても利潤が増えない場合には、値上げが抑制される。すなわち、当事会社以外の者がとる行動によって値上げが起こらない可能性があるかどうかを判断するのが競争圧力の話。

#### [1] 競争者の供給余力が不十分

##### [1-1] 同質財の場合

①公取委実務では、市場シェア 10%超の競争者を「有力な競争事業者」と呼んで、その供給余力がない(不十分である)ことを確認する。供給余力の判断材料として、メーカーなら稼働率が高いかどうかを見る。

②ライバルのシェアが 10%未満の場合には、それだけで(供給余力を見ずに)十分な牽制力を持たないと判断する。

##### [1-2] 差別化財の場合

既存競争者の供給余力は、ブランド属性の近さという観点から、当事会社グループが値上げできるシナリオの中で事実上論じられている。既存競争者が製品属性を当事会社グループの属性に近づける(product repositioning をする)見込みがある場合には、(届出時点では存在しないブランド属性なので)参入圧力として考慮される。

##### [1-3] 協調的行動の場合

当事会社グループが値上げできるシナリオの中で論じられている。

<sup>15</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』108 頁(商事法務、2014 年)

<sup>16</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 1

## [2] 輸入圧力が不十分

[2-1] 当事会社グループが商品価格を引き上げた場合に、輸入品<sup>17</sup>が2年以内に増加し、需要者が輸入品に容易に切り替えられる見込みがない。<sup>18</sup>

## [2-2] これを裏付ける事情として

輸入品が需要者のニーズ(品質、品揃え、配達頻度やサポート体制)を満たさないこと  
 過去に当事会社の商品価格が上昇したときに、輸入品の販売数量が伸びなかったこと  
 輸入に係る輸送費用が大きいこと  
 輸入品向けの物流・貯蔵設備等がないために輸入品の安定供給が望めないこと  
 海外事業者が十分な供給余力を有していないこと(現地での需要動向を含む)  
 関税その他の輸入障壁がある(近い将来に撤廃される見込みもない)こと  
 などがある。<sup>19</sup>

## [3] 参入圧力が低い

[3-1] 当事会社グループが商品価格を引き上げた場合に、新規参入者の商品供給が2年以内に開始され、当事会社グループが参入者に売上げを奪われる見込みがない。<sup>20</sup>

## [3-2] これを裏付ける事情として

参入に必要な投資規模(設備の規模、資金額)が大きいこと  
 成熟市場で需要拡大が見込めないため、参入する魅力がないこと  
 過去に効果的な参入事例がないこと  
 参入しても既存事業者に比べて不利な条件で競争しなければならないこと  
 参入規制があり、近い将来に撤廃される見込みもないこと  
 などがある。<sup>21</sup>

## [4] 隣接市場からの競争圧力が働いていない ⇒ 一定の取引分野の画定のところで後述

一定の取引分野(地理的範囲)に隣接する市場における競争、または一定の取引分野の外にある商品だが類似の効用を有する商品における競争が、当事会社グループによる値上げを抑制するほど働いていないこと。<sup>22</sup>

## [5] 需要者からの競争圧力が働いていない

当事会社グループが値上げをした場合に購入をやめる(アウトサイダーとの契約に切り替える)顧客の購入規模が大きい場合には、値上げを妨げるだけの交渉力を持つ。<sup>23</sup>

<sup>17</sup> 一定の取引分野の地理的範囲の外から供給される商品のこと。「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(2)(注6)

<sup>18</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(2)

<sup>19</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(2)①～④

<sup>20</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(3)

<sup>21</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(3)①～④

<sup>22</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(4)

<sup>23</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(5)